

下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者・障害者施設等に対し、エネルギー価格の高騰に係る負担軽減を目的として、下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

(2) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、この要綱の関係法令において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年3月31日（以下「基準日」という。）において、次条に規定する交付対象事業のいずれかを、下関市内に設置した施設・事業所で行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

(1) 基準日以降に当該事業の休止（当該事業を継続する意思があることが明らかであるものを除く。）又は廃止をした者（関係法令の規定に基づく休止等の届出の有無にかかわらず、当該事業の運営の実態がないものを含む。）

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(交付対象事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表第1から別表第4までに掲げるサービス種別の事業とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、基準日において交付対象事業を実施している施設・事業所（基準日以降に当該交付対象事業の休止（当該交付対象事業を継続する意思があることが明らかであるものを除く。）又は廃止をしたもの（関係法令の規定に基づく休止等の届出の有無にかかわらず、当該交付対象事業の運営の実態がないものを含む。）及び下関市外に所在するものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、別表第1から別表第4までに掲げるサービス種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる単価に基準日における当該施設・事業所の定員の数（サービス付き高齢者向け住宅についてはその戸数）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げるサービス種別の事業を行う施設・事業所にあつては、その支援金の額は、同項の規定により算出した額に、同表の右欄に掲げる当該施設・事業所の定員の数（サービス付き高齢者向け住宅についてはその戸数）に応じた加算額を加えて得た額とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に支援金申請内容内訳書（様式第1号（別紙））その他市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、支援金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、支援金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、第7条の規定により支援金の交付を決定したときは、下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、支援金の交付が適当でないと認めるときは、下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

（支援金の支払）

第10条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、速やかに交付申請者に対し、支援金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による交付の決定の取消しを受けたことにより、交付申請者に損害があっても、市長は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

（支援金の返還）

第12条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた交付申請者は、交付を受けた支援金のうち、当該取消しに係る部分に対する支援金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による通知を受けた者に対し質問をし、報告を求め、又は交付対象事業に係る関係書類について検査をすることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7

年度の予算に係る支援金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る支援金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）及び社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	養護老人ホーム	定員 1 人（サービス付き高齢者向け住宅については 1 戸）当たり 2 0, 0 0 0 円
	軽費老人ホーム	
	ケアハウス	
	生活支援ハウス	
	有料老人ホーム	
	サービス付き高齢者向け住宅	

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	施設入所支援	定員 1 人当たり 2 0, 0 0 0 円
	共同生活援助	
	宿泊型自立訓練	
	短期入所（空床利用型を除く。）	
通所系事業所	療養介護	定員 1 人当たり 3, 0 0 0 円
	生活介護	
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援 A 型	
	就労継続支援 B 型	
	児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）	
	放課後等デイサービス	

別表第 3（第 4 条、第 5 条関係）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	介護老人福祉施設	定員 1 人当たり 2 0, 0 0 0 円
	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	認知症対応型共同生活介護	
	短期入所生活介護（空床利用型を除く。）	
通所系事業所	通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む。）	定員 1 人当たり 3, 0 0 0 円
	第 1 号通所事業所	
	通所リハビリテーション（介護保険法第 7 1 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所とみなされている事業所を除く。）	
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	

別表第 4（第 4 条、第 5 条関係）

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）及び社会福祉法関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	救護施設	定員 1 人当たり 2 0, 0 0 0 円
	無料低額宿泊所	

備考 基準日以前に社会福祉法第 6 8 条の 2 各項に規定する事業を開始し、同項に規定する期間内に届出を提出し、受理された施設・事業所に限る。

別表第 5 （第 5 条関係）

サービス種別	加算額
生活支援ハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 救護施設 無料低額宿泊所	定員 6 1 人以上（サービス付き高齢者向け住宅については戸数 6 1 戸以上） 4 0 0, 0 0 0 円／施設・事業所
	定員 4 1 人以上 6 0 人以下（サービス付き高齢者向け住宅については 4 1 戸以上 6 0 戸以下） 2 5 0, 0 0 0 円／施設・事業所
	定員 1 人以上 4 0 人以下（サービス付き高齢者向け住宅については 1 戸以上 4 0 戸以下） 1 5 0, 0 0 0 円／施設・事業所

備考 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設・事業所を除く。